

兵庫県地域人権運動連合 議 長 前田泰義 様  
丹有地域人権運動連合会 会 長 西本嘉宏 様  
丹有地域人権運動連合会 三田支部長 様

三田市長 森 哲男



「三田市人権と共生社会に関する意識調査」を  
撤回し、集計・分析の中止を求める要請書（回答）

平素は、市政推進にご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、この度は、意識調査の実施にあたりまして、多岐にわたり、また様々な視点からご意見等をいただきありがとうございました。

要請書の各項目につきまして、下記のとおり回答いたしますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

#### 記

(1) 「三田市人権と共生社会に関する意識調査」の「業務委託費」に関して兵庫県や他市での 3,000 人規模の調査では、「集計・分析」を含めて費用は約 70～90 万円程度です。しかし、三田市はその 2 倍強の予算 175 万円が計上されています。

- ① 「業務委託」先を明らかにされたい。
- ② 「業務委託費」の積算基礎を明らかにされたい。

受託業者は、(株) KCS ソリューションズです。随意契約による見積合わせにより契約を行いました。

支出見込み総額といたしましては、調査票や封筒等の印刷で 220 千円、郵便料 76 千円、入力業務 267 千円、報告書作成・印刷 300 千円を予定しており、総額では、約 1,563 千円の支出を見込んでおります。

(2) 「三田市人権と共生社会に関する意識調査」の設問内容について

- ① 憲法の基本的人権の第 19 条「内心の自由」を侵害する設問
- ② 憲法の基本的人権の第 25 条「生存権」保障を侵害する設問
- ③ 市民に誤った人権認識を広げる有害な設問

#### ④市民の人権を侵害する設問

#### ⑤その他

今回の意識調査につきましては、無記名のうえ回答者のご協力によりアンケートにご記入いただくものであり、個人（市民）が特定されたり、記入内容によって不利益を受けることが無いようにしておりますが、ご意見等を参考にしながら今後も適切な対応に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

問1（あなたは、次のことがらは、「人権が尊重されている」ことだと思われませんか。）について、

- 新型コロナウイルスに関する項目を第一に挙げるべき（命が大切）
- 制度的な保障（具体的）と個人間の「道德の問題」とがごっちゃになっている。「人権」の誤った概念を市民にあたえる。人権侵害と「差別」との区別が不明
- 「働く者の権利の保障」がない。

問1に関してご指摘をいただきました内容につきましては、ご意見として今後の参考とさせていただきます。

問2（次のことがらについてあなたはどう思われますか。）について

- 人権問題を「差別問題」に矮小化している。人権と差別の関係が不明確。「人権学習」の内容が問題
- 「3、8、9」は、「設問方法として、人権侵害を「是認」「肯定する」方法は、市民に人権について偏見や誤解を広げることになるので誤りです。」「3、7」は「憲法の概念や基本的人権に反する内容は「調査項目」として誤りです。」
- 基本的人権第27条「労働者の権利」保障がない。例えば、同じ仕事をしているのに正規・非正規があり、格差があること。

問2に関してご指摘をいただきました内容につきましては、ご意見として今後の参考とさせていただきます。

問3（結婚（婚姻）についてお聞きします。）が①憲法の基本的人権の第19条「内心の自由」を侵害する設問、同時に結婚に条件を付けて問うのは、憲法24条に違反する。

兵庫県による平成30年度実施人権に関する県民意識調査結果において、結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合の調査結果として、結婚しない（計）が13.9%となっており、依然として結婚をはじめとした部落差別意識が解消されていない状況が見受けられます。こうした状況もあり、三田市においても市民意識の把握に努める必要があると考えております。

問4-1（「ある」と答えた方にお聞きします。それはいつ頃起きた人権侵害でしたか。）の問が不明。「どのような内容でいつごろか」とすべき

●「感じた」だけでは人権侵害ではない。具体的な人権侵害の内容を聞く設問の誘導になっている。具体的な人権侵害は記述式にすべき。

●市や行政機関など公的な機関からの人権侵害の項目がない。基本的人権第25条「生存権」保障、第26条「教育権」保障などに関する人権侵害項目がない。

●問4-4の「解決」の意味が不明

調査票の作成にあたり、出来るだけ回答者の負担を少なくし、回答していただきやすくと考えている中で、具体的な事象を列記いたしました。また、併せて、Qその他〔具体的に〕の欄を設けることで、その他の事象についても回答いただけるようにいたしました。また、問4-4の解決の意味が不明とのご指摘につきましては、誰もが理解しやすい設問にすることは大切なことですので、ご意見につきましては今後の参考にさせていただきます。

問5（あなたは次の法律等についてどの程度ご存知ですか。）に憲法に保障された様々な基本的人権の規定がない。ここに挙げられているのは限定された個別法のみである。市民の人権認識を広げることにならない。

ヘイトスピーチや性同一性障害など新たな人権課題の発生とともに、マイノリティが自分らしく生きることができるよう法整備がされてきました。ご指摘のとおり日本国憲法をはじめ、包括法やたくさんの法律の認知度を確認したいところではありますが、回答者の負担を少なくすることや紙面には限りがあることなどから15項目とさせていただきました。

問6 民間では、「人権」のみならず、憲法の人権規定に沿う生活全般の相談が行われている。

ご意見として今後の参考とさせていただきます。

問7 三田市と「三田市人権を考える会」の歪んだ・偏った企画の「人権に関する学習」についての「効果や成果」ばかりである。「理解が深まった」「深まらなかった」の意味が不明であり、誘導的である。これでは、「効果や成果」が不明である。「良かった」「悪かった」と明確にして、どのような内容が「良かった」「悪かった」を記述式で問う。

市として関係機関や団体、地域等と連携しながら推進してまいりました人権に関する学習についての効果や成果を把握することを目的とした設問であります。各学習会の評価は、企画の都度にたずねてまいっていますのでご理解をお願いいたします。ご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

「様々な」と書きながら、憲法の基本的人権にある自由権、平等権、社会権、参政権、請願権など多種多様・多岐にわたるものはない。8つのみで、それも平等権の一部。〔憲法の内容や基本的人権に反する内容は「調査項目」として誤りです。〕

8つの人権課題については、三田市人権施策基本方針（2019.10改訂）に定める主な人権課題を取り上げ、それらを意識調査の項目といたしました。三田市人権施策基本方針では、8つの主な人権課題のほか、アイヌの人々、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権課題のほか、様々な人権課題についても、人権課題の解決に資する施策を実施することとしております。

これらは、人と人がつながり、支えあいお互いが人権を尊重しあうまちづくりを進める三田市総合計画の理念に通じております。

#### （問8）「部落差別」

●部落差別解消の道筋が提示されていない。「1、4、5、6」

「同和行政終了宣言」と「同和地区（被差別部落）はない」「同和地区住民や出身者がいない」啓発、「解放学級」廃止「不公正乱脈な同和対策」廃止の設問が必要。

●「差別を受けてきた地域」とはどのような地域なのか。同和対策事業特別措置法の表現はどのようなものか知っているのか。

ご意見として今後の参考にさせていただきます。

なお、同和対策事業特別措置法の表現においては、「対象地域」と表現されていますが、ここでは、「差別を受けてきた地域」と表現しています。

#### 問9「障害のある人の人権」

●「障害のある人」を避けるような雰囲気をつくる項目（2、3、5、6）

〔設問方法として、人権侵害を「是認」「肯定する」方法は、市民に人権について偏見や誤解を広げることになるので誤りです。〕

●障害のある人が障害を克服できる生活が送れるような具体的な施策（サポートや合理的配慮の問題でない）を問う項目がない。

問9に関してご指摘をいただきました内容につきましては、ご意見として今後の参考にさせていただきます。

#### 問10「外国籍の人の人権」

●外国籍の人の生活や就労、教育を保障するような施策を問う項目がない。

●「1、2、5、6、8」は、〔設問方法として、人権侵害を「是認」「肯定する」方法は、市民に人権について偏見や誤解を広げることになるので誤りです。〕。外国籍の人を排斥するような項目を削除すべきである。〔設問方法として、人権侵害を「是認」「肯定する」方法は、市民に人権について偏見や誤解を広げることになるので誤りです。〕

問10に関してご指摘をいただきました内容につきましては、ご意見として今後の参考にさせていただきます。

#### 問11「子どもの人権」

●「1、2、3、4、8」は内心の自由を侵害する質問。（「子どもの権利条約」にも違反）

〔設問方法として、人権侵害を「是認」「肯定する」方法は、市民に人権について偏見や誤解を広げることになるので誤りです。〕

●子どもの権利を拡充したり、「子どもの権利条約」の内容を問う項目がない。

問11に関してご指摘をいただきました内容につきましては、ご意見として今後の参考にさせていただきます。

#### 問12「女性の人権」

●女性の人権とは無関係の設問が多い。（1、2、4、5、7）。8は、〔憲法の内容や基本的人権に反する内容は「調査項目」として誤りです。〕

●女性の権利を拡充するような施策を問う項目がない。

問12に関してご指摘をいただきました内容につきましては、ご意見として今後の参考にさせていただきます。

#### 問13「高齢者の人権」

●「1」は、〔設問方法として、人権侵害を「是認」「肯定する」方法は、市民に人権について偏見や誤解を広げることになるので誤りです。〕

●高すぎる国保や介護保険料の問題点、低すぎる年金等社会保障を拡充するような項目がない。

●「法的支援」「医療支援」の「支援」の問題なく権利の問題である。

問13に関してご指摘をいただきました内容につきましては、ご意見として今後の参考にさせていただきます。

#### 問14「性的指向・性別不合に関する人権」

●「3、7」は、〔設問方法として、人権侵害を「是認」「肯定する」方法は、市民に人権について偏見や誤解を広げることになるので誤りです。〕

●法的保障と社会的保障を具体的に提起するような項目が必要である。トイレの施設設備や配慮の問題だけでない。トイレ問題は、誰でも使えるトイレの設置で解決。

問14に関してご指摘をいただきました内容につきましては、ご意見として今後の参考にさせていただきます。

#### 問15「犯罪被害者の方やその家族に関する人権」

- 公的な法的保障と経済保障の枠組みを構築するような項目が必要である。
- 犯罪を減らすような、「格差社会」解消と公的な社会保障の充実が必要である。

問15に関してご指摘をいただきました内容につきましては、ご意見として今後の参考にさせていただきます。

#### 問16「人権さんだ」の認知において

- 「読んでいない」の項目がない。読む読まないだけでなく、内容が問題

ご意見として今後の参考にさせていただきます。

#### 問17「自由記入欄」の「注釈」

新型コロナウイルス感染症の記述は、市民に誤解や偏見を与え、同時に誤った認識を広げることになる。社会の現実を見ていないし、公的な責任の放棄である。

〔設問方法として、人権侵害を「是認」「肯定する」方法は、市民に人権について偏見や誤解を広げることになるので誤りです。〕〔憲法の内容や基本的な人権に反する内容は「調査項目」として誤りです。〕

問17に関してご指摘をいただきました内容につきましては、ご意見として今後の参考にさせていただきます。

#### 問18

内心の自由と生存権を侵害する質問。職業と居住地を問うのは人権侵害。職業の正規と非正規の区別は特に悪質。新型コロナウイルス感染症で、非正規や一人親家庭、外国人労働者の生存権が侵害されている実態を無視している。〔設問方法として、人権侵害を「是認」「肯定する」方法は、市民に人権について偏見や誤解を広げることになるので誤りです。〕〔憲法の内容や基本的な人権に反する内容は「調査項目」として誤りです。〕

問18に関してご指摘をいただきました内容につきましては、ご意見として今後の参考にさせていただきます。

#### (3)(仮称)「三田市人と人との共生条例」の策定に関する懇話会について

- ①委員は、どのように選定されたのか。選定基準があるのか。
- ②「設置の趣旨」から懇話会の役割がどのようなものか。

① 部落差別、男女、障害のある人、性、外国人など人権施策基本方針にかかげる主な人権課題に沿いながら、法律家、市民枠を設けています。また、主な人権課題の分野では、それぞれの分野でご活躍されている学識経験者等を選定しています。

「(仮称) 三田市人と人との共生条例」を策定するにあたり、様々な分野の専門家の方々にご参加をいただき、条例に盛り込む内容等についての知見を求めることを目的として懇話会を設置いたしました。